

新聞報道をまつまでもなく、わたしたちは資料調査においても、護憲大会の集案内を報ずる葉書に何回となく接してきた。

大正政変の非立憲性と第一次護憲運動は、民衆の反藩閥・憲政擁護への意識をたかめていったことも否定できない。大阪毎日新聞社の社長本山彦一は、「珍らしき政治思想の変化普及」であるとみて、後藤新平に「有識者有志者は勿論、男女学生より素町人百姓馬丁車夫」にいたるまで大正政変は話題になり、元老会議の手にたいしては、「炊婦こまづかいまでが窃かにののしり」あっているほどであるという趣旨の書簡を送っていたが、社会の空気はまさにそういう状態にあった。このような事態のもとで、大正政変・第一次護憲運動をなかにしてその前後で県政界の空気も政党の浮上によって様相を変えてきていたようである。この資料編では、その動向にかんするデータはまったく掲げなかったが、横浜市を中心とする政友会系派と横浜市政刷新派（立憲同志会系派）の競合・対立というこの小ぜりあいのなかに、山県直系の県知

事周布公平とその後任政友会系の大島久満次がともに巻きこまれた事実は、これまでみられなかった現象であったといえよう。

このような事態のなかで、問題は地方行政のうえにどのような変化がおとずれていたかということである。そこでここでは、第一次大戦下の大正四、五、六年の三か年にわたる「足柄下郡町村長会における郡長演達」を掲げてみた。

この足柄下郡郡長の演達を「時代の大勢」と関連づけてみると、まず目につくのは挙国一致力を合わせて国運の発展に努力を傾むけようというとき、その基準にすえているのは「列強ノ状勢と帝国ノ将来」ということである。この国際情勢の推移のなかで日本の国益をとらえなおそうとする関係を強調していることと、もう一方では大正四年の衆議院議員選挙にかんして、選挙の弊風を断ち切り、「議員選挙ノ立憲政治ニ於テ最モ貴重ナル人民ノ権義ナル所以」を了解せしめようとしている点も重視しなければならない。このように国家立憲の本旨とか立憲政治という用語を行政指導の基準にす

え、政党政派にたいして「厳正中立ノ態度」をとるべきであると要請している事情は、大正デモクラシーの政治霧^か困気を反映している。また政党政派の進出と社会的混乱のひろがるなかで、経済上の安定をはかりながら「町村自治ノ基礎」を確立し、「地方自治体ヲシテ穩健著実ナル發達」をはかつていくことが、従前にまして焦眉^ひの課題となっていたのである。

実際、大正政変・第一次護憲運動から第一次大戦にかけては、川崎、多摩川、鶴見川下流沿岸地帯を中心として工業化が進みいわゆる京浜工業地帯は第二の発展期にはいつていた。浅野総一郎が埋立組合―鶴見埋築会社をもって、県から事業許可をえて田島村の大島海岸、鶴見川沿岸の埋立事業をおこなったのは大正二年から四年にかけてであり、「京浜の高炉」で著名な日本鋼管が稼^か動したのは三年であった。こうした工業化とそれにもなう環境の変化を背景に、横浜周辺を舞台として政友派と刷新派―横浜自治倶楽部は、横浜地域の拡大による選挙区条例改正とか、電気事業計画、道路整備計画等々争点となるものごとく政治問題にとりあげて

県会・市会内外で対立をふかめていたのである。大島久満次知事と与党の政友派は、地主層の利害関係を重視しそのうえにたつて、中小工業者以下労働者らの政界への進出に極度に警戒の目をひからせ、刷新派は知事の非立憲的行動は「県治・市政」を乱すものであると非難していた。

政党・政派の対立は、一面では立憲政治を要求する世論にに応じて、「官権・金権」政治への批判となってあらわれてきている。しかしその反面、地域的利害をめぐって内紛を導きだし、選挙における確執・暗闘、買収・響応をはじめとして利害情実を中心とする動きも目にみえてひろがっていた。しかし政党・政派を主役とする政治の世界のこの動きのなかにあつて、民本主義者吉野作造流の表現をもちいれば「民間の世論」もまたたかまりをみせていた。

第一次大戦・米騒動と民力涵養運動

大正初年における民衆の政治的、社会的進出は、神奈川の地域のすみずみにまで多くの変化をもたらしていた。

とりわけ京浜地帯の工業化と都市化の急速な進行のもので、

経済不況もつだつて改良主義の空氣が流れはじめているのが目につく。たとえば大正元年八月、鈴木文治が設立した友愛会のはじめての支部が友愛会川崎支部として二年の六月に川崎町に誕生し、九月に前川崎町長石井泰助が支部長に就任した。東京電気と日本蓄音器商会の工場労働者を中心にした会員百十余名のこの支部は、労資協調を本位とした穩健な性格もさることながら、医療部の無料診察など厚生事業の活動をつうじて広範な層に影響力をおよぼしていた。しかも橋樹郡長など行政関係者、会社、工場管理職なども支部設立大会に出席し、その後会員に川崎町の在郷軍人分会長や小学校長、町内の有力者層が加わり、会の月例会にも出席していたほどである。このような動きをどう評価したらよいか、いろいろなみかたができると思うが、すくなくとも広範な社会層のなかに社会改良をつうじてあらたな体制秩序をつくりだすべきであるという考えかたがひろがっていたことだけは指摘できよう。それだけにこのような社会風潮は地方行政のなかにも投影していた。

この点に関連して、資料編のなかで、わたしたちは大正四年八月から八年四月まで県知事をつとめた有吉忠一の回想録の一部を『米騒動と横浜』等県知事有吉忠一の県政回想』として掲載した。それは、大正初年から中期にかけての県行政担当者の眼からみた行政の内部事情とか社会情勢を知る手がかりになるとともに、この資料から「多摩川堤防問題」に示されているように「県民主義」の立場からの行政を推進していかなければ行政効果をあげえない事情の一端をとらえることができるからである。

多摩川改修問題は、すでに自由民権期に川崎の民権家井田文三などがとりあげて以来、長年にわたる沿岸住民の強い願いであった。その後明治の後半からとりわけこの川の洪水の被害をこうむる関係町村長は、多摩川の築堤期成同盟を結成して運動を進めてきていたが、県政レベルでは市部の県会議員の反対にあつて築堤請願は受けいられないありさまであつた。こうしたなかで大正期にはいつて橋樹郡下の農民たちは、厳しい官憲の目をかいくぐつてアミガサ、わらじばきで

県庁に請願をかけ、そうした事情もあって、有吉知事は「河川法の施行区域外に里道を設けること」を橘樹郡御幸村に許可し県費補助をあたえたのである。しかし内務次官が築堤工事中止命令をくだしてきた。そればかりか工事撤去の圧力もある政治筋からかかっていた。が、結局は、内相一木喜徳郎が道路としてではなく堤防として認定するということで結着をみたけれども、有吉知事のとった態度は、大隈内閣の譴責^{せき}処分を受けることとなった。このいわゆる「有吉堤」にかんする譴責^{せき}について、知事は「自分は名誉の譴責と心得て居る」とのべ、「自分の地方長官としての心構へは、常に県民本位であり、県民のために公害を除き、県民のために公利を計り、管下の進歩繁栄」をつくりだすことだと回想している。有吉知事は、一説によると「上の人を恐れない」「万人の幸福のため」という信念の持ち主であったらしい。

政治機能とか行政作用が時代の流れや社会の動きに適応しなくなり行詰りをみせていくとき、おうおうにして激しい社

会変動が呼びおこされるものである。第一次大戦の後半には、そういう徴候があらわれてくる。すなわち大戦景気のおかげで未曾^ぞ有の経済成長をみせた日本の経済は、「成金天下」を出現し、各地で労働力の不足をもたらす一方、米価をはじめとする諸物価の高騰をまねき、中産階級以下の民衆は生活難にあえいでいた。こうした事態にたいして、ときの寺内正毅内閣の米価調節、暴利取締などについての政策はまさに無為無策というべきであった。大正七年の夏、青森・岩手・秋田・栃木・沖繩の五県をのぞいて一道三府三八県で三八市、一五三町、一七七村にわたってひきおこされた米騒動は、民衆がみずからの手で生存権を要求し、生活危機を打開しようとした近代史上最大の規模の民衆^民蜂起である。

米騒動はけっして偶然に発生したものではない。雑誌「東洋経済新報」（八二五号、大正七年）は、この事件は「政治機能の無能不適墮落」をばくろしたものであり、「政治上の還元運動」ともいうべき性格をもち「時の政治機能が旧式・不適・行詰りに陥ればイツも必然的に起る」意味あいをもつ

説 解
ていると指摘していた。

では、神奈川県下の米騒動の実情はどうであつたらうか。まず横浜市をみると、ここでは八月十五日夜、約三千名（一説によると二千名）の群衆が二度にわたつて横浜公園に来集したが、この日は拘引者をだしたので解散。翌十六日夜は、横浜公園に集合した群衆が十七日午前三時ごろまで、伊勢佐木町を中心に商店、民家に投石したり交番を破壊し、十七日も吉田橋から伊勢佐木町大通をへて足曳通から長島橋にいたる区域で群衆が不穏な行動にでていた。横浜市の騒動は若干不穏な形勢を残しながらも、この日の騒動をもっていちおう終りを告げている。その他の地域では、横須賀市において八月十五、十六日に諏訪公園内で民衆が集会をもつたが、ここでは暴動にまでいたらなかった。また橋樹郡保土ヶ谷町では十六日株式会社保土ヶ谷曹達工場の煤煙公害問題とのかねあいで、群衆が同会社に押しかけ工場の一部に火を放ち、暴動状態をていしていた。このほか騒動にまではいらないけれども不穏な動きをみせていた地域としては、橋樹郡御幸村南

河原の日本製鋼会社、足柄下郡小田原町などがあげられる。

しかし神奈川県下の騒動の実情は、騒動が全般的に激化した東海道、山陽道の地域のなかでは平穏な部類に属していた。隣接の東京府、静岡県下の激しさとくらべてみても比較できないほど意外に低調である。どうしてそうなったのか。第一の理由はただちに県当局が県令第六六号で「十人以上連行、または集合、佇立する」ことを禁じ、違反者は拘留または科料に処する取締りの措置をこうじたからである。しかも有吉知事の「県政回想」にもあるように、小田原の閑院宮別邸に泥棒がはいり、そのため県下全域にわたつて大がかりな密行捜査をおこない、事実上警戒体制をとつて、そのために「米よこせ」のピラヤチラシを発見し不穏な動きを事前に防止することができたのが騒動を抑制しえたひとつの要因になつていよう。第二には有吉知事が不穏な情勢をとらえて外米を大量移入して騒動に先手を打つたことが大きくものをいっていたようである。この間の事情を裏づけするかのようになり、米の廉売・施米対策が敏速に進められている事情は、資料

「中郡大磯町の米廉売施米実施状況」からもうかがえよう。

米騒動後、日本で最初の政党内閣である原敬政友会内閣が誕生した。と同時に、この米騒動は、労働運動、農民運動、部落解放運動など社会運動の開花の跳躍台となっていた。たしかに米騒動を契機として第一次大戦後には「争議の時代」、「民衆の組織化」と呼ばれる社会風潮がうねりをみせはじめた。横浜・川崎の都市、工場地帯での労働運動とか、政治的自由獲得運動はもろあがりを見せ、そのため県当局は、世相について「危険思想が充満シテ不穩ノ状態」にあると判断せざるをえなくなっていたのである。

そこで県行政をどう推し進めるべきか、体制改革を目標に掲げた大正デモクラシーの社会情勢に対抗して、政府は第一次大戦後の「戦後経営」の方向を積極的に打ちださざるをえなかった。政府は「戦後経営」の方策にかんして、物価騰貴と社会不安のもとで国民生活の充実と、国富の増殖をはかることを緊要の課題としてあげておいた。だから政府もさまざま

まな行政回路をつうじて、「勤労主義」と「食糧節約」を強調していたのである。そこでこの資料編でも、米騒動から

「戦後経営」にかけて、神奈川県下ではどのような対策がとられていたか、その動向を示す資料を掲げておいた。すなわち「節米奨励に関する神奈川県告諭および通牒」、「勤儉貯蓄奨励等に関する橋樹郡訓令」をはじめとする諸資料がそれである。いま後者の「橋樹郡訓令」をひきあいにだしてみると、「地方ノ開発国運ノ伸暢」をはかるうえで、「自覚的消費節約」を促進し、そこから蓄積される剰余をもって「生産資金ノ増殖」をおこない「戦後ノ経営」を支えていこうとしていた。

このような趣旨を体系化して全国的規模で「戦後経営」を方向づけようとしたのが民力涵養計画である。民力涵養計画の趣旨は大正八年三月、床次竹二郎内相をつうじて公表され、趣旨の普及徹底を期するために道府県地方長官に訓示を発していた。その目標ともいえるべき要綱は、(1)国家的自覚―立国ノ大義、国体ノ精華、健全ナル国家観念、(2)統治的協力―立憲ノ思想、自治ノ観念、精神的協力―公共心ノ涵養、犧

説 解 性的精神、(3)世界的自覚―世界ノ大勢、日新ノ修養、(4)社会的協力―相互諧和、彼此共済、(5)個人的自覚―勤儉力行、生産資金ノ増殖、生活ノ安定、というような内容をもつ五点にわたっていた。この民力涵養計画は、その特色として、五つの要綱の確定とは別に、実施にあたってその趣旨を活用するために「民心を機の動くに察し、善導啓発・地方の実情に適応する方策」をとろうとしていた点である。

では民力涵養計画は、どのように進められていったか。その経緯と実情の一端をあきらかにするためにまず資料「神奈川県民力涵養大会における県知事井上孝哉の講演」「民力涵養大会協議会」を掲げておいた。神奈川県民力涵養大会が、自治功勞者表彰をかねて、開催されたのはこの年十月であった。この大会は中央から内務省地方局長添田敬一郎、元内相一本喜徳郎を招聘し、県内各方面からの代表来会者は千二百九十六名にのぼっていた。大会で添田地方局長、それに井上孝哉県知事が説いている論理は、つづめていうと、デモクラシーの風潮に対抗して、日本社会の従来の密な「上下の関

係」に加えて「横の連絡」すなわち「国民相互の連絡」をとり、そして「責任観念」、「自治観念」の養成を強調していたことである。とりわけ井上は、「此非常なる国家的変調」にたいして、自治功勞者のような地域の指導者が「郷党の中心」となり「郷党」を率いて「地方の進歩」「国家の進運」に貢献すべきことを要請していた。

なお、資料に掲げておいた民力涵養大会の「協議会」では「民力涵養実行要目」を討議し、町村本位の「実行要目」を設定することを可決し、その線に沿って町村レベルで民力涵養運動を推進していく。県下におけるこの運動は、「神奈川県下郡市町村等主催民力涵養講演会成績」として資料のなかに試算しておいたが、他府県とくらべても活発をきわめていた。その一端を知る手がかりとして「実行要目」だけはあるが、町村レベルでのそれとして「橘樹郡大綱村民力涵養実行要目」をとりあげておいた。

ところで第一次大戦後の「戦後経営」は、行政内容の多様化、複雑化とともに、「政治的牧民官」的な行政の域を脱し

て「社会政策」的視点を加味していかざるをえない。また一方では大正九年の恐慌により町村財政は決定的な打撃を蒙りその救済問題が大きな課題となっていた。そこで大正七年から十二年にかけての地方行政の動態をあきらかにするために「足柄下郡町村長会における郡長演達」をはじめ「神奈川県町村長会における町村財政救済決議事項」とか「橋樹郡町村長会における町村行政事務関係指示事項」などを掲げておくことにしたのである。しかも地方行政を効果的に推進するには、「郡市長会における県知事井上孝哉の訓示」にも示されているようにその基本線に、「国体ノ精華」「立国ノ本義」というような伝統的観念に加えて「時運ノ趨勢」とか「憲政有終ノ美」を実現するというような大正デモクラシーの社会風潮に順応する観点をとりいれてきているのもひとつの特徴であろう。

関東大震災―昭和 恐慌下の地方行政

有吉県政から井上県政の時代にかけては、大正デモクラシーの時代の影響を反映しながら労資協調とか貧困者の

福祉問題を取りあげるようになってきていた。たとえば横浜匡済館、川崎匡済館の設立の援助とか、公衆浴場、授産所、託児所の設置などはそのあらわれである。しかし他方ではすでに指摘したごとく社会運動の高揚と転変する社会情勢のもとで、いわゆる「思想偏向」を排除していく対策も体系づけられつつあった。

こうした状態のもとで大正十二年九月一日関東地方の南部を大地震が襲った。震源地は相模湾海溝の最深部の北西端、マグニチュード七・九、最大震幅約一二センチ、周期一・五秒というたいへんなものであった。その被害度の正確は期しがたいが、東京と横浜を中心に死者九万九千余人、負傷者十万四千余人、行くえ不明四万三千余人、全壊・半壊家屋数各十二万戸、焼失四十四万七千余戸にのぼっている。神奈川県は、この関東大震災によって全域に被害を受けた。資料「神奈川県下の状況一覧表」以下の被害報告の諸資料が、その恐るべき被害の大きさを示していよう。

しかもこの大地震は、日本の政治、経済の心臓部ともいう

説 解
べき東京、横浜を壊滅状態におとし入れてしまったので、政治・行政のあらゆる分野が麻痺状態におちいった。そこでこの資料編では、すでに公刊されている神奈川県警察部編「大

正大震災火災誌」、「神奈川県震災誌」などの報告資料と重複する部分もあるけれども、それとは別に政治行政の視点から関東大震災を重視し、諸地域に震災がいかなる衝撃と影響をおよぼしたか、またどのように復興処理の過程をたどったか、震災はその後の政治行政をどう規制したかというような諸点を中心にして諸資料を構成してみた。地域としては、横浜市、川崎町については前掲の「大正大震災火災誌」などにゆだねて、この資料編では郡役所、役場関係資料をもちいてもっぱら三浦、鎌倉両郡の海岸部、横浜市近郊の橘樹郡、それに山間部の津久井郡を主な対象にしてとりあげておいた。また政治行政の側面から関東大震災を問題にする関係上、県政レベルから市町村レベルにいたるまでの脈絡のなかで災害対策、復興更生の動きをとらえなければならぬ。県当局を中心とする動きにかんしては当時県警察部高等課長の職にあつ

た西坂勝人氏の「震災状況報告」の一部をもちいた。

関東大震災は、周知のように未曾有の災害をもたらしたが、それは自然現象にとどまらず、人災の感すらあり、しかもこの災害ショックによって社会は混乱の渦にまきこまれたのである。資料「神奈川県下震災状況に関する県知事安河内麻吉の報告」は、その間の事情をつぶさに告げている。しかも「人心恟々トシテ殆ト死生ヲ知ラサルカ如キ不安」の渦中に投げこまれた罹災者をさらに混乱のなかにおとし入れたのは、県下では横浜、川崎の一部にとんだ社会主義者、朝鮮人、一時釈放された囚人の襲撃の流言であった。この件について警視庁警保局長が全国に「不逞鮮人取締」を打電し、翌三日には関係地域の郡市町村に「注意ノ件」の通達がおろされ、資料「『不逞鮮人』に対する自衛勧告の件通達」のなかにも見えるように、「不逞鮮人」が暴行を加えるだけでなく井戸水などに毒薬を投げこむ事実もあるから、「伍人組」などを活動せしめて自衛の道をこうずるよう指令していたほどである。こうして各地に自警団が組織され町や村の要所をかた

め、その任には消防組、在郷軍人分会、青年団などがあつた。この自衛組織は、関東地方一円で約三千七百つくられたといわれる。自警団は、民衆の極度の恐怖心にもとづいてつくられたものであるとはいえ、麻痺した警察の機能にとつてかわり、その暴虐さは歯止めを欠き、「朝鮮人虐殺騒ぎ」をおこしていった。もちろんなかには西坂勝人氏「神奈川県下の大震災火災と警察」に紹介されているように迫害されている朝鮮人を保護したり救護した良識ある民衆もすくなくならずいたが、このような動きは、殺害事件に対抗する秩序をつくりだすまでにはいたらなかった。

災害と社会混乱のなかで九月三日、神奈川県に戒厳令が施行された。戒厳令は一種の臨戦態勢のもとで外患、内乱にさいして適用されるのであって、地方行政事務、司法事業も軍事に関係のあるかぎり、いっさいの権限が現地の司令官の手にゆだねられることとなる。ところで関東戒厳司令官には陸軍大将福田雅太郎がつき、ただちに資料に掲げたような「関東戒厳司令官告諭」を発表し、糧食分配のさいの秩序紊乱、

不穏破廉恥行為を注意するとともに、「不逞団体蜂起」の誇大流言を戒しめていた。

戒厳令下の社会状態、地方行政の実情はどのようなありさまであったのか、わたしたちはこの点を重視して、資料「戒厳令施行にさいし橘樹郡大綱村の告示」、「三崎戒厳地区管下状況概要申告覚書」外かなりの資料を収録することにした。

ここで留意すべきは、資料「戒厳令施行にともなう命令事項」にも明記されているように、各戒厳地区指揮官は、それぞれの地区内で「治安維持ヲ担任シ地方官憲ト協力シテ罹災民ノ救恤保護」につとめることを任務とし、実施内容が、地方行政のあらゆる分野にわたっていたことである。なんのためか解らないが、これは一種の臨戦態勢であり、その態勢にすべての社会関係が規制されていることが、他の資料とつきあわせてみていっそうあきらかになる。

ところで一方、臨時震災救護事務局神奈川県支部が設置されたが、事務局の組織・施設・支部における活動状態にかんしては資料「臨時震災救護事務局の組織と施設」をみれば、

その概況をとらえることができよう。が、災害対策はたいした効果をあげてはいなかった。横浜市では市長渡辺勝三の説明によると、生活必需品の配給すら意のままにならず、入港してくる食糧も、小船・船員・人夫・燃料不足のため陸揚げも困難となり、避難所の建設、道路とか橋梁（たすき）の応急修理も、大工・人夫・用具の不足で見通しがたえず飲料水すらこと欠くありきまでであった。また燈火も欠乏し、チフスなどの伝染病も発生して住民を他府県へ避難させようと考えていたほどである。このような深刻な事情は、大同小異ではあっても、資料「鎌倉郡下町村の震災対策状況報告」「三浦郡下町村の食糧需給統轄の件訓令」とか「橘樹郡大綱村の罹災者救助の経過」をみれば想像することができよう。

震災という異常事態を乗りきっていくためには、災害対策とともに復興運動を進めていかなければならない。資料「三浦郡町村長会における災害地復興等に関する協議希望事項」にみえるように、九月十三日の三浦郡町村長会議は、震災救護運動の先駆的なりくみであった。震災が県財政から町村

財政にあたえた打撃は絶望的であり、県下の町村長会をはじめとする震災救護運動は十月にはいると軌動にのり、その狙いは徴収不能な町村税の欠損分・小学校費・土木費などの地方公共団体の経費にぞくする施設復旧費の国庫負担を要求し、国税・県税を免税にしようとする点におかれていた。その動静にかんしては、神奈川県民を網羅（おさ）しての神奈川県復興促進会をはじめ、資料「神奈川県町村長会議決議」他の諸資料が示しているが、ここで注目すべきは、九月中旬から横浜復興会を先きがけとして「自町内ノ復興ノ必要」を痛感してさまざまな復興会が組織されていたことである。資料「復興会の組織と活動状況に関する県知事安河内麻吉の報告」は、復興会の動きを伝えている。

震災から二か月半たった十一月中旬、戒厳令が解除され、そのころ「国民精神作興ニ関スル詔書」が發布された。この詔書は国民に「浮華放縱」の気風、「危険思想」を断ち切り、国力の振興をはかるために精神をひきしめるべきであるという趣旨のものであった。大正末年から昭和恐慌期にかけ

ての思想善導運動は、すべて「国民精神作興ニ関スル詔書」の線上にそって進められていったのである。

当時「天譴論」という言葉が世上にのぼり、震災は天罰であるというみかたも流布していた。この観点からの「国民精神ノ作興」は、地方行政をつうじて「綱紀ノ肅正」「質実剛健」「節約貯蓄ノ奨励」というかたちをとって推し進められていく。このような傾向の指摘は、資料「橘樹郡町村長会における郡長演述要旨」など行政指導論をみても、震災まえにくらべて高い調子になっていることが解る。ところが、大正末期から昭和初年にかけて、町村財政のいちじるしい悪化と諸産業の衰退―慢性的不況に加えて、郡役所が廃止され、神奈川県町村長会は、資料「神奈川県町村長会の郡役所廃止にさししての宣言決議」にもあるように「自治能力ノ充実」「自治権ノ拡張」をどうはかかっていくかを最大の課題として掲げざるをえなくなっていた。しかし資料「昭和三年度末現在郡市別県税滞納額調」もものがたっているように、県民の拒税力の低下により、震災の打撃とともに地方財源は枯渇してい

たのである。

この金融恐慌から昭和の大恐慌の局面にかけて、経済的・政治的危機は極度に進行した。その最中、県知事山県治郎は、資料「昭和四年県市町村長会議における県知事山県治郎の訓示指示事項」のなかに明示されているように、難局を打開するために「質実剛健」と「勤儉力行」の風を底辺から培養すべきことを強調していたのである。それは浜口民政党内閣の「財政緊縮」「産業合理化」「金解禁」の政策によるものであるが、ここから教化総動員運動と公私経済緊縮運動が大々的にくりひろげられていく。そして恐慌の過程でのこのようなキャンペーンは、町村長会の運動とともに脆弱な地方自治体を媒介として社会の再編成―「革新」的要素をにじみだしながら国家を直接に支えていくという制度化をうながしていく大きな契機となっていた。

最後に一言。この解説を書くにあたっていろいろな研究論文を参考にさせてもらったが、いちいち論文名はあげなかった。とくにこのことを断っておきたい。